

宜野湾市学校給食における食物アレルギー対応実施要綱

平成 25 年 2 月 15 日
教 育 長 決 裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、宜野湾市立小・中学校に在籍する食物アレルギーを持つ児童・生徒に対し、その他の児童・生徒と等しく学校給食を提供し、学校給食を安心して楽しめることを目的として食物アレルギー対応に関して必要な事項を定める。

(対象者)

第 2 条 宜野湾市立小・中学校に通学する児童・生徒のうち、主治医からの診断により食物アレルギー対応が必要と確定した児童・生徒とする。

(対応方法)

第 3 条 学校給食における食物アレルギーへの対応は、学校給食献立から食物アレルギーの起因となる食材を除いた除去食及び献立表の保護者への送付を原則とする。

2 アレルゲンが多種類にわたる場合や症状が重い場合は、弁当持参を認め、給食を提供しない。

(申請受付開始日及び申請期限)

第 4 条 食物アレルギー対応に係る申請受付開始日（以下「受付開始日」という。）は、毎年 1 0 月 1 日とする。

2 申請関係書類の提出期限日（以下「提出期限日」という。）は、次表に掲げるとおりとし、当該提出期限日までに学校に提出する。ただし、提出期限日が土曜日、日曜日又は休日にあたる場合は、当該提出期限日以降の直近の土曜日、日曜日又は休日でない日を提出期限日とする。

申請関係書類	児童・生徒区分	提出期限日
学校給食食物アレルギー対応申請書（様式 1） （以下『申請書』という。）	新小学 1 年生	小学校入学年の前年 11 月 30 日
	小・中学校在学学生	各学年進級年の前年 11 月 30 日
学校生活管理指導表（様式 2）及び当該診断の根拠となる添付資料 （受付開始日前 3 ヶ月以内に診断されたものを含む。）（以下『管理指導表』という。）	共通	小学校入学年又は各学年進学年の 1 月 31 日

3 前項の表に掲げる提出期限日までに申請関係書類の提出がなかった者について、学校及び学校給食センターの双方において、災害その他やむを得ない事由があると認めたときは、当該学校及び学校給食センターの協議により定めた日を提出期限日とすることができる。

(食物アレルギー等処遇会議等)

第 5 条 学校は、保護者より提出された『生活管理指導表』に基づき、学校給食における食物アレルギー対応が必要かどうかを判断するため、学校給食センターに協力を依頼し「事前会議」「食物アレルギー等処遇会議」（以下『処遇会議』という。）を開催しなければならない。

2 事前会議及び処遇会議の構成員はつぎのとおりとする。

(1) 学校の構成員

学校長 給食担当教諭 養護教諭 学級担任

(2) 学校給食センターの構成員

所長 市職員 栄養教諭又は学校栄養職員

3 処遇会議の開催において、学校長が必要と認めるときは、学校医、その他関係者を参加させることができる。

4 処遇会議において保護者からの意見等を十分に聞き取り、新規及び継続の児童・生徒『面談記録票』(様式3)を作成し、十分に活用を図らなければならない。

(対応決定)

第6条 学校給食における食物アレルギー等の対応決定については、処遇会議を踏まえ決定した対応内容を『学校給食食物アレルギー対応通知書』(様式4)(以下『通知書』という。)で学校を通して保護者に通知し、保護者が『通知書』の内容を確認した上で『学校給食食物アレルギー対応承諾書』(様式5)を学校及び学校給食センターに提出することをもって決定とする。

(変更・解除)

第7条 食物アレルギー対応の変更については、保護者からの申請に基づき、『申請書』及び『管理指導表』を提出し、面談等で確認を行う。

2 解除については申請書のみの提出とし、面談等で確認を行う。

(給食費減額等)

第8条 処遇会議の結果を踏まえて牛乳を除いた牛乳除去食を提供する場合、宜野湾市学校給食センター運営に関する要綱(令和5年宜野湾市教育委員会告示第4号)第5条第4項で規定する額により給食費を算定することができる。減額について学校給食センター所長は、『学校給食費減額通知書』(様式6)により、保護者及び学校長に通知するものとする。

2 アレルゲンが多種類にわたる場合や症状が重く給食が提供できない場合は、給食費を徴収しない。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年2月15日から実施する。

従前の『宜野湾市学校給食における食物アレルギー対応実施要綱』は、平成25年2月14日で廃止とする。

附 則(平成27年9月29日改正)

この要綱は、平成27年9月29日から実施する。

附 則(平成30年9月14日改正)

この要綱は、平成30年9月14日から実施する。

附 則(令和5年7月31日改正)

この要綱は、令和5年9月1日から実施する。